

学校部活動の地域移行だより

第2号

～ 学校部活動を地域クラブ活動へ ～

発行：野木町教育委員会 子ども教育課
発行日：令和5年9月
電話：0280-57-4183

○学校部活動の地域移行に係るプランの目標等

8月23日(水)に第2回野木町学校部活動の地域移行検討協議会が開催されました。協議会において、生徒がスポーツや文化芸術に親しむことのできる場を持続可能なものとするため、学校部活動から地域クラブ活動へ段階的に移行するためのステップとして、次の通り目標等を確認しました。

【改革集中期間】

令和5年度から令和7年度までの3年間

【野木町の基本目標】

「生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりに取り組む。」

【野木町の活動目標】

「令和7年度末までに、休日の部活動を地域クラブ活動に移行する。」

※令和8年度より休日の地域クラブ活動を開始

【野木町における地域クラブ活動】

地域クラブ活動の受け皿として「元気がでるスポーツクラブのぎ」、「スポーツ協会」、「文化協会の各団体」等を想定

○学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像

下図は「学校部活動の地域連携」から「地域クラブ活動」への移行を表しております。令和5年度から令和7年度末にかけて、休日の学校部活動を地域に移行してまいります。

年度	【学校部活動の地域連携】 (合同部活動や部活動指導員等の配置)	
	令和5年度 ～令和7年度末	運営主体
対象		関係校の生徒
主な指導者		関係校の教員や部活動指導員
活動場所		関係校の施設
費用		部活動運営費、保護者会費等
保険		災害共済給付



年度	【地域クラブ活動】	
	令和8年度より	運営主体
対象		地域の生徒
主な指導者		地域の指導者(教員の兼職兼業も含む)
活動場所		学校の施設、社会教育施設 等
費用		受益者負担金
保険		各種保険
責任		運営主体
指導者の報酬等		運営主体が報酬額を設定

Q&A 学校部活動の地域移行

Q1 合同部活動とは何ですか？

A1 ある運動部に部員が少人数であるため単独でチームを組めない場合、同じように単独でチームを組めない学校と合同チームを組んで大会等に参加できる救済措置をいいます。現在、単独でチームを組めないケースが増えており、合同部活動が一般的に行われるようになっております。

Q2 部活動指導員とは何ですか？

A2 学校の教育計画に基づき、校長の監督を受けて部活指導にあたることができる指導員をいいます。主な職務は、実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、大会や練習試合等の引率、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応等であり、顧問の先生と同じ職務にあたることができます。休日だけではなく平日の部活動指導も行うことができます。外部指導者と混同されがちですが、外部指導者は顧問の先生と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行うことはできますが、活動中の事故等に対する責任の所在が不明確であることから、外部指導者だけでは、大会等には引率ができませので、御留意ください。

Q3 部活動指導員や地域クラブ活動の指導員になるには資格が必要ですか？

A3 野木町では、指導員については資格を取得いただく方向で考えております。資格も様々で、日本スポーツ協会(JSPO)公認スポーツ指導者資格や学校運動部活動指導士資格、教員免許状所持者向け公認スポーツ指導者資格などがあります。また、審判の資格取得や講習会参加も必須とする予定です。指導員には、資質や指導力の向上に絶えず励んでいただきたいと考えております。

☆改革集中期間の内容

・令和5年度から令和7年度末

令和5年度は部活動指導員を3名配置して、学校部活動の地域連携を進めております。(野木中1名、野木二中2名)令和6年度、令和7年度の2年間で部活動指導員の増員を図り、地域連携を進めてまいります。

・令和8年度より

休日の地域クラブ活動を開始する予定です。そのためには、運営主体の整備を図っていかねばなりません。整備計画を立案の上、令和5年度、令和6年度、令和7年度の3年間をかけて受入の整備をし、地域移行を進めてまいります。



お願い

部活動指導員や地域クラブ活動指導員の人数確保も今後の大きな課題です。募集や推薦等により指導員リストを作成し、選考を経て指導員の依頼をさせていただきますので、皆様の御理解・御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

